
「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び
「『協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の
制定について

日証協 平成 25 年 4 月 16 日

本協会では、本年 4 月 16 日の自主規制会議において、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定を行った。

本規則改正等は、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題の発生に鑑み、協会員におけるインサイダー取引防止及び法人関係情報の管理の徹底を図るためのものである。

本規則改正等は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

本規則改正等に係る趣旨骨子及び新旧対照表並びに制定された「『協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」は、以下のとおりである。

**「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の
一部改正及び『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に
関する規則』に関する考え方」の制定について**

平成 25 年 4 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正等の趣旨

本協会では、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題の発生に鑑み、発生した個別事案等を確認するとともに、これらの個別事案を踏まえた各社の課題や取組み及び国内外のインサイダー取引規制等に関する幅広い関係者等からの意見を踏まえ、平成 24 年 10 月 16 日付で「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめた。

また、本対応方針を受けた「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」（以下、「ワーキング」という。）における検討状況等を踏まえ、平成 24 年 12 月 18 日付で「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」を取りまとめた。

今般、本対応要綱に基づくワーキングにおける検討結果等を踏まえ、協会員におけるインサイダー取引防止及び法人関係情報の管理の徹底を図るため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正

- (1) 法人関係情報の管理に関し、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならないこととする。(第 7 条)
- (2) 協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」において定めることとする。(第 8 条)

2. 「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定

協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の運用等に当たっての留意事項や具体例を示す。

III. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

○本件に関するお問合せ先：日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL：03-3667-8470)

以 上

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 4 月 16 日

(下線部分変更)

改正案	現 行
(管理態勢の充実) 第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</u> (規則の考え方) 第 8 条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『<u>協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則</u>』に関する考え方』において定めるものとする。 付 則 この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。	(管理態勢の充実) 第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的に検査を行わなければならない。</u> (新 設)

自主規制規則	自主規制規則の考え方
（目 的） 第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。	・「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「規則」という。）に関する考え方（以下「規則の考え方」という。）は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。 ・なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、規模等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。 ・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
（定 義） 第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。	・規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同一である。 ・自社又は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条に規定する親会社、子会社、関連会社若しくは関係会社の関係にある会社（以下あわせて「自社等」という。）が金融商品取引所に上場している協会員においては、自社等に関する法人関係情報も規則の対象となることに留意する。 ・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）について、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。 ・法人関係情報を取得している協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下「示唆情報等」という。）に関しても、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。 イ 法人関係情報を取得していることを示唆する情報（示唆情報） …例えば、増資案件が存在することを直接的にほのめかす場合に限らず、管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する場合の当該情報等も示唆情報等となり得ると考えられる。 ロ いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 …例えば、法人関係情報を取得している場合において、銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る場合における当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる。 ※以下、「規則の考え方」において、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と示唆情報等をあわせて「関連情報」という。 ※市場における噂や新聞記事それ自体のみを伝達する際、伝達者が当該噂や新聞記事に係る情報に関する法人関係情報又は示唆情報等を取得していない場合は、当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。 ※「示唆情報」、「示唆情報等」、「関連情報」の用語は、協会員において法人関係情報の管理態勢等を整備するにあたり必要と考えられる概念を示すものであり、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を用いる必要はない。また、上記に示した各種情報について、例えば、「法人関係情報等」として一括して管理することを妨げるものではない。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 管理部門 法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。 3 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。	・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。 イ 営業部門（業務のうち、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門） ロ トレーディング部門（業務のうち、主として自己取引又は委託取引の執行を行う部門） ハ 調査部門（「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」第2条第4号に規定する調査部門※） ※アナリスト・レポートの作成を行う協会員における部門をいう。 ・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りると判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。
（法人関係情報の管理部門の明確化） 第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。	・規則において管理部門とは、コンプライアンス部門全般を指すのではなく、法人関係情報の統括管理を行う部署を指すことに留意する。（規則第2条第2号参照）
（社内規則の制定） 第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。	・規則第4条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第4条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。
1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項	・法人関係情報を取得した際の手続としては、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 イ 取得者（役員・職員の場合それぞれ）が報告する事項（取得した情報の内容、取得日時、情報の提供元等） ロ 取得者が報告すべき相手（管理部門の長、部店長等） ハ 取得者が報告する方法（社内システム、報告文書等） ニ 報告を受けた者が行うべき行動（更なる上位者への報告、取得者への指示等）
2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項	・取得した情報の管理手続としては、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項について、協会員の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。 ・このとき、法人関係部門における管理、管理部門における管理又は他の部門における管理の手続や方法が異なる場合は、必要に応じて、それぞれについて規定することが考えられる。
3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項	・管理部門の明確化とは、協会員において法人関係情報の管理を誰が責任をもって行っているかを周知、徹底することを指し、できる限り具体的に担当部署又は役職者を指定することが考えられる。例えば、内部管理全般を管理する部署（例、コンプライアンス部）のうち、特定のセクション（例、法人関係情報管理課）がその任に当たる場合は、その部署又は役職者（例、法人関係情報管理課長）を指定することなどが考えられる。 ・管理部門における情報の管理手続は、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項に準じて規定することが考えられる。
4 法人関係情報の伝達手続に関する事項	・不公正取引を防止する観点から、法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続（例、管理部門の承認等）に則るときを除き、伝達を行ってはならないものと考えられる。このような点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項	- 法人関係情報の消滅としては、例えば、次のようなものが考えられる。 - イ 発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合 - ロ 発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合 - 将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合において、相当な期間（具体的な期間については協会員が規定する）を経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的な進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することが考えられる。 - 発行体等から法人関係情報及び将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。 - 法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の消滅又は抹消手続としては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 - イ 当該情報の消滅を知った場合の報告方法（社内システム、報告文書等） - ロ 管理部門における当該情報の抹消方法 - ハ 当該情報の登録内容の適宜の見直し（一部抹消等）
6 禁止行為に関する事項	- 禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 - イ 法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨 - ロ 規則第2条第1項に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨 - ハ 管理部門又は法人関係部門以外の部門の者から管理部門又は法人関係部門に対して、法人関係情報及び関連情報（対象とする関連情報の範囲は協会員が必要に応じて規定する。以下、本号において同じ。）について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨、及び管理部門又は法人関係部門の者は、当該情報追求や当該詮索に対し回答してはならない旨 - ニ アナリストに対して、法人関係情報及び関連情報の有無を詮索する行為（社内の規則や業務フロー等に応じてどのような行為が該当するかを規定する）をしてはならない旨、及びアナリストは、当該詮索に対し回答してはならない旨 - ホ 法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己の取引（トレーディング）を行ってはならない旨 - ヘ 役職員は、法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己投資を行ってはならない旨 - ト 顧客に対して法人関係情報又は関連情報を提供して勧誘を行ってはならない旨 ※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、協會員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、法人関係部門内での情報伝達の場合やM&A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。 ※上記イ、ロには、法人関係情報又は関連情報を市場における噂や新聞記事として伝達する場合を含む。
7 その他協会員が必要と認める事項	- その他の事項としては、協會員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。 - イ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続 - ロ 顧客から不当な情報提供要求があった場合の対応について
（法人関係情報を取得した際の手続） 第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならない。	規則第4条第1項に関する「規則の考え方」を参照。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
（法人関係情報の管理） 第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないように管理する物理的な隔離方法としては、法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、施錠管理等を考慮することが考えられる。
2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から物理的に隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	法人関係情報が記載された書類等の管理方法としては、協会員の法人関係部門の設置場所、レイアウトや法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、適切な管理方法を定めることが考えられる。
3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	法人関係情報が記載された電子ファイル等の管理については、協会員の社内組織やシステム環境等を勘案し、必要に応じてアクセス権限の設定や電子メールの利用方法等を定めることが考えられる。
（管理態勢の充実） 第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない</u>。（下線部変更）	「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。 - イ 検査等を担当する部署が行う定期的な又は随時の検査等 - ロ 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う定期的な又は随時の点検（いわゆる「自店検査」等） - ハ 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う日常的な点検 - 検査等を担当する部署が行う定期的な検査等のサイクルは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、設定することが考えられる。 - 例えば、検査等のサイクルが一定期間以上（協会員の規模等に応じ、例えば1年超）の間隔となる場合には自店検査や日常的な点検等をあわせて行うことにより、モニタリング態勢を構築することも考えられる。 - 自店検査や日常的な点検としては、例えば、法人関係部門の管理者等が、規則第6条で規定する法人関係情報の管理について、「規則の考え方」に沿った適切なものとなっているかについて、協会員の業態、規模、社内組織、システム環境等を勘案し、書類の保管、アクセス権限の設定、通話録音及び電子メール等について、随時サンプル調査を行うこと等が考えられる。 - 管理部門及び法人関係部門以外において法人関係情報の管理が必要となる場合は、管理責任者を設けたうえで上記法人関係部門等におけるモニタリングの考え方に準じた対応を行うことが考えられる。
（規則の考え方） 第 8 条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『<u>協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則</u>』に関する<u>考え方</u>」において定めるものとする。（下線部追加）	

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定に関するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 4 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方（以下、「規則の考え方」という。）」の制定について、平成 25 年 3 月 14 日から同年 3 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に「規則の考え方」について寄せられた意見（16 件、3 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見	考え方
1	第 1 条 第 2 項目	「規則の考え方」において、「協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、規則の考え方に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが」と記載されている。 本規則及び本規則の考え方については、第 1 条記載のとおり、協会員が金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務上取得する法人関係情報の管理態勢の整備であることから、登録金融機関業務を行う業態の場合、その業態が行う固有業務（例えば、銀行が行う銀行業務）を通じた取得や伝達行為は本規則等の対象範囲に含まれないと理解してよい。	ご質問のとおり、その業態が行う固有業務の範囲において、取得や伝達が行われるものについては、本規則及び本規則の考え方の対象範囲には含まれません。 ただし、固有の業務を通じて取得した情報であっても、金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務に関して、当該情報を伝達する行為又は受領する行為は、本規則及び本規則の考え方の対象範囲に含まれることに留意が必要です。
2	第 2 条 第 3 項目	「将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」について ・ 将来とはどの程度先の話を想定しているか。 ・ “蓋然性が高い” という判断は、管理担当者の主観に基づくことにな	「将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」は、管理部門等において、個別具体的な事例に即して実質的にかつ総合的に判断されるものであると考えます。 したがって、「将来」の期間についての数

項番	該当箇所	意見	考え方
		ると考えるがよいのか。 ・従業員が“蓋然性が高い情報”に該当しないと考える管理部署に報告していなかったが、数年後にその情報が事実となり公表された場合、蓋然性の判断が欠けていたということになるのか。 ・次の場合はどのように考えればよいのか。 新興市場に上場している社長から、流通株式や株主を増やすことで、将来は上場基準を満たして東証1部へ上場したいとの話を聞いた。 ⇒新興市場に上場している経営者であれば、東証1部へ上場したいとの夢は抱いているはずと考える。当該情報も、“将来法人関係情報になる蓋然性が高い情報”に該当するという考えか。 ⇒3年後に実際に東証1部に上場した際、この話を聞いた者の対処についての見解を教えてほしい。	値を示すことはできません。 協会員においては、法人関係情報等を取得し、報告を行うこととなる従業員が安易に誤った対応を行うことがないように、教育、研修等に努めていただくことが重要であると考えます。 ご質問の具体例につきましても、当該顧客との接触の経緯や会話がなされた状況、及び実現の可能性や情報の確実性等により、判断が異なり得ると考えます。
3	第2条 第4項目	イの示唆情報の例示として、「管理部門が、所定の手続きに則って、アナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合」が「示唆情報等になり得ると考えられる」とある。その場合、公表の制限自体がアナリスト以外の社内の他部門の役職員(所定の手続きに則って情報の伝達を受けるアナリストを除く)や社外の投資家等にとっては示唆情報等になり得ることから、同規則第4条第6項の禁止行為の対象となりアナリスト・レポートの公表の制限は行えなくなるとの理解でよいのか。	「規則の考え方」において、アナリスト・レポートの公表を制限する旨の伝達行為をすべて禁止することを求めているものではありません。 協会員は、アナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合の当該情報等が、示唆情報等になり得ると考えられることを理解したうえで、自社の業態や、社内組織、規模等に応じて、どういう場合に公表の制限を行うのか、また、制限を行うことを伝達した場合の当該情報及び伝達を受けた者(アナリスト)に対する管理について、社内規則等で規定することを求めているところです。

項番	該当箇所	意見	考え方
		この場合、かかる公表の制限が行なわれずにアナリスト・レポートが公表された場合、当該公表行為は、有価証券の募集及び売出しの届出前における募集又は売出しの禁止(金融商品取引法第4条1項本文)に違反せず、かつ、当該公表されたアナリスト・レポートは、虚偽記載資料等に係る使用者の賠償責任を定める金融商品取引法第17条の適用対象とならないという理解でよい。	ご指摘のアナリスト・レポートの公表が法律に抵触するかについては、当協会が判断するものではないと考えていますが、協会の判断の一助となるよう、必要な方策について、今後、検討したいと考えます。
4	第2条 第4項目	イの示唆情報の例示として、「法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する行為が示唆情報等となり得ると考えられる」と記載されている。 営業部門によるブロック取引の事前確認において、顧客がその情報の会社関係者だった(会社関係者の疑いを抱いた)としても、担当者に当該情報を示唆されることを防ぐ為に取引を認めるということでしょうか。	会社関係者との取引に当たっては、当該取引が法人関係情報に基づくものではないことを確認する必要があるため、当該確認を行うことなく取引を認めてはならないことは言うまでもありません。 「規則の考え方」では、示唆情報等となり得ると考えられる情報の伝達行為をすべて禁止することを求めているものではありません。 法人関係情報を取得している協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、取得している法人関係情報及び取引内容に照らして、伝達の要否の判断や、伝達後の情報管理等について適切に対応していただくものと考えます。
5	第2条 第4項目	ロの例示として、「示唆情報等となり得る」ということは、ノンネームで伝えることについて情報伝達承認手続きを管理部署に得なければならないということか。	伝達の制限等の対象となり得る示唆情報等は「規則の考え方」のとおり、「伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る場合」における当該情報です。このため、これに該当するかについては、
6	第2条 第4項目	ロの例示において、示唆情報等の定義にノンネームも含まれるのであれば、本来のノンネームで伝える目的(例えばバックオフィスに対してファイナンス実施に備えるよう指示するとき	個別具体的な事例に即して実質的に総合的に判断されるものでありますが、該当すると判断した場合には、所定の手続に則って伝達を行うとともに、伝達後の情報管理等についても適切に対応して

項番	該当箇所	意見	考え方
		等)であっても、法人関係情報の共有者として同等の管理をする必要があるという認識でよいか。	いただくものと考えます。
7	第2条 第4項目	ロの例示において、「ノンネームでの増資情報等の情報が示唆情報等となり得ると考えられる」と記載されている。これは「ノンネーム」で潜在的な需要調査を全般的に禁止する趣旨のものではなく、示唆情報等となる「ノンネーム」での増資情報等の提供のみを禁止するものであるとの理解でよいか。	
8	第2条 第5項目	「金融商品取引業務」については、「業務(金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。)」に修正すべきではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
9	第2条 第5項目	「営業部門」や「調査部門」等の定義についても業態等に応じて異なり得ることを明確にしてほしい。	当該項目の柱書において「自社の業態、社内組織、規模等に応じて」と記載しており、ご意見の趣旨は既に盛り込まれていると考えますので、原案どおりとします。
10	第4条 第3号 第1項目	「規則の考え方」において、法人関係情報の管理責任者をできる限り具体的に指定するとの考えが示された。部署やセクションを明確にしていれば、仮に役職者を指定していなくても、その部署やセクションの長が責任を負っていると考えられるがその考えでよいか。	ご理解のとおりです。
11	第4条 第5号 第2項目	「将来法人関係情報となる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合の抹消」について、「合理的に判断した結果」の判断内容を明確にする為、例えば、「相当な期間(期間については協会員が規定する)を経過したにもかかわらず、当該案件につ	「規則の考え方」では、①相当な期間の経過、②具体的な進展がない、③合理的判断の3つの要素により、登録した情報を抹消することが考えられると示しています。 このように、一定期間経過後の登録した情報の抹消は、情報の内容及び状況など

項番	該当箇所	意見	考え方
		いて法人関係情報となるような具体的な進展がみられず、かつ今後も進展が認められないなど、合理的に判断した結果、将来法人関係情報になる蓋然性が高いとは認められなくなった場合は、当該情報を抹消することが考えられる。」とするのがよいのではないか。	により合理的に判断されるものであると考えますので、原案どおりとします。
12	第4条 第5号 第3項目	「管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等の確認」については、情報管理を解除する状態にあるかどうかを判断する手段の例示として記載しておけば足り、「定期的に確認する必要がある」とまでする必要はないと考えられる。	自社において管理している法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の状況等について定期的に確認することは、当該情報の管理において必要な事項であると考えます。
13	第4条 第6号	イ及びロの「業務上必要な場合において所定の手続きに則るときを除き」の適用に関して、例えば、M&A業務における社外の関係者への情報伝達等の場合、当社の顧客企業と直接守秘義務契約を締結していることをもって、「業務上必要な場合において所定の手続きに則るときを除き」の要件を充足するものとして取り扱うことでよい（＝そのような取引関係者に対して法人関係情報等を伝達してよい）との理解でよい。	顧客企業と守秘義務契約を締結していること、又は伝達を行う相手方が法令上の守秘義務を負う者であることのみを理由として、「所定の手続きに則った」ことには必ずしもならないと考えます。 顧客企業と守秘義務契約を締結している者や法令上の守秘義務を負う者に対しての伝達について、その都度の手続を要することなく可能とする場合には、例えば、その旨や伝達対象となる者の範囲などを社内規則等で明確に定めるなどの方法が考えられます。
14	第4条 第6号	禁止行為の例示のハに、不正な情報要求行為や不正な情報要求に回答する行為が挙げられている。当該例示についても、各社の業態、社内組織、規模等に応じて規定しない場合もありうるとの理解でよい。	不正な情報要求行為や不正な情報要求に回答する行為を禁止する旨は法人関係情報及び関連情報を管理するうえで重要な事項であると考えます。 「規則の考え方」に記載しているのは例示であり、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、社内規則等に規定する内容

項番	該当箇所	意見	考え方
			については工夫していただけるものと 考えます。
15	第4条 第7号	イの「調査部門（又はアナリスト） に対する営業部門からの照会及び 回答に関する手続」について、どの ような手続きが期待されているの か。調査部門の役職員は、営業部門 からの照会を受けた場合、法人関係 情報や関連情報を有しているか否 かに係わらず、それまで公表してい るアナリスト・レポートの範囲内若 しくは公表されている事実の範囲 内でのみ回答するように義務付け る社内規程を設けることでよいか。	法人関係情報の漏えいや不正利用によ る不公正取引を防止するためには、法人 関係情報の管理態勢について形式的な 整備に留まることなく、自社の業態や社 内組織、規模等に応じた実効性のある管 理態勢の構築を図る必要があります。 したがって、「調査部門（又はアナリス ト）に対する営業部門からの照会及び回 答に関する手続」についても、この趣旨 を踏まえて設定することが考えられま す。
16	第7条	「規則の考え方」に基づけば、例え ば検査等モニタリングを担当する 社員に、法人関係情報に関する電子 ファイルの存在場所等を伝達する 行為は示唆情報になり得るのでそ ういった行為は控えるべきという ことか。	「規則の考え方」における検査等モニタ リングの目的は、法人関係情報の管理が 適切に行われているかについて検査等 を行うことであり、法人関係情報の内容 について検査等を行うことを求めるも のではありません。 したがって、法人関係情報の保存場所の みを伝達する場合の当該情報は、直ちに 示唆情報等になり得るものではないと 考えます。 ただし、検査等の過程において、検査員 が法人関係情報の内容を知った場合は、 適切な対応が必要になると考えます。

以 上